五八頁

# [最高裁民訴事例研究四四七]

# 平二六4 (民集六八卷五号四六二頁)

受働債権とする相殺が許されないとされた事例者が再生債権者に対して取得した解約金の支払債権を資信託受益権につき、信託契約の解約により再生債務再生債務者が支払停止前に再生債権者から購入した投

最高裁平成二六年六月五日第一小法廷判決

判時二二三三号一〇九頁、金商一四四四号一六頁、金法事件、破棄自判 不成二四年經第九〇八号損害賠償等請求及び独立当事者参加

泉審・名古臺嵩則平戊二四年一月三一日金第一三八八号四二二○○五号一四四頁

販売等の業務を行っていた。

本件管理委託契約並びに本件受益権にかかる前記信託契約

原審:名古屋高判平成二四年一月三一日金商一三八八号四二

第一審:名古屋地判平成二二年一〇月二九日金商一三八八号

## 事 実]

X(原告、被控訴人、上告人)は、Y銀行(被告、控訴人、X(原告、被控訴人、上告人)は、Y銀行(被告、控訴人、)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」という。)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」といた。)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」といた。)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」といた。)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」といた。)を順次購入した。本件受益権(以下、「本件受益権」といた。)を順次購入した。本件受益権の第集販売で締結された信託契約に基づき設定されたものであり、前記で議員、

の実行を請求(解約実行請求)したときは、「アソ銀行は、解が、ソ銀行に対して本件受益権にかかる前記信託契約の解約約を申し込む場合は、次の手順によることとされていた。又及び募集販売委託契約によれば、Xが本件受益権について解

金してXに支払う、との法的な仕組みとなっていた。行は、これを本件取引規定に基づいてXの指定預金口座に入約されて、信託会社が一部解約金をY銀行に交付し、炒Y銀約実行請求があったことを投資信託委託会社に通知し、//投約実行請求があったことを投資信託委託会社に通知し、//投

貸付残高は五九五四万二九六四円であった。 貸付残高は五九五四万二九六四円であった。 とは、銀行取引契約を締結し、継続的に借入・預金などの銀 て、六億円を極度額として連帯保証していた。Y銀行はA社 て、六億円を極度額として連帯保証していた。Y銀行はA社 に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で に対して平成二〇年一一月二五日、手形貸付の方法で

代理人からの通知によってXの支払停止を知った。の停止をした。Y銀行は、Xが支払の停止をした当日、Xのには支払不能の状態となり、平成二〇年一二月二九日に支払債務の履行を求められる状況となって、遅くともその数日後日に民事再生手続開始を申し立てたことによって一斉に保証

権を自働債権とし、 七一七万三九〇九円(以下、「本件解約金」という。) である信託会社からY銀行に対して、 が解約され、平成二一年三月二六日、本件投資信託の受託者 があった旨の通知 社に対して、本件投資信託の本件受益権分について解約請 務」という。)を負担した。Y銀行は、平成二一年三月三 づき、Xに対して、本件解約金の支払債務 込まれた。これによって、Y銀行は、 本件解約通知によって、本件受益権にかかる信託契約の一 売会社であるY銀行は、 て本件投資信託の解約実行請求権を行使し、これを受けて販 販売会社であるY銀行に対してXの有する本件受益権につい 権を保全するため、Xに対する債権者として、 :を受働債権として、これらを対当額で相殺する旨の意思表 Y銀行は、 Xに対して、Y銀行のXに対する前記保証債務履行請求 平成二一年三月二三日、 以下、 XのY銀行に対する本件解約金返還請求 同日、 「本件解約通知」という。)をした。 委託者である投資信託委託会 本件管理委託契約に基 前記保証債務履行請 以下、 解約金として Xに代位して、 が振

示をした(以下、「本件相殺」という。)。

金融機関に連帯保証しており、

A社が平成二〇年一二月一〇

X は、

A社の代表取締役としてA社の借入先のほとんどの

償還などの方法があって、

Yに解約金返還債務が発生する

生

止規定 率年六分の割合による遅延損害金の支払いを求めた に対する平成二一年九月一五日から支払済みまで商事法定利 あるとして、 であるから、 X は、 X は、 (民再法九三条一項二号または三号)に該当して無効 Y銀行のした本件相殺は民事再生法の定める相殺禁 平成二一年四月二八日、 同年五月一二日、 Y銀行に対して七一七万三九○九円およびこれ Y銀行はXに対して本件解約金を支払う義務が 民事再生手続開始の決定を受けた。 民事再生手続開始の申立て

が発生することはない。 号五八頁) 益権の換価方法は解約のほかに、 束するほど強い指定があるというものでもない。その上、受 がY銀行に入金されることはなく、Y銀行に解約金返還債務 機関等へ振り替えることが可能であり、その場合には解約金 本件投資信託においては、本件受益権は、 待を生じさせる程度に直接的なものである必要があるという であるから、 にいう「前に生じた原因」というためには、 きであるとした上で、本件については次のように述べた。 解約金につきY銀行が受領できることは確実であるとは 審 しかも、 (名古屋地判平成二二年一〇月二九日金商一三八八 は、Xの請求を認容。 Y銀行が解約金の受領を行うことにつきXを拘 その振替はXが自由に行うことができるの その意味で、 買取請求、 民事再生法九三条二項二号 本件投資信託において Y銀行以外の金融 具体的な相殺期 信託期間終了時

より、

ことは困難であり、 金返還債務を相殺して担保とすることを期待していたという 引約定のような抽象的・包括的な内容の合意をもって、 確実性は乏しいといわざるをえない。よって、 具体的な相殺期待を生じさせる程度に直 本件の銀行取

接的なものとはいえないとした。Y銀行控訴

があるとしても、 四二頁) て管理されている限りは、 委託契約が存続し、これに従って本件受益権がY銀行によっ 還義務としてY銀行の負担となるものであるから、 銀行が負担し、次いで、本件停止条件の成就により現実の返 本件管理委託契約とこれを包含する本件投資信託の仕組みに より管理されている限りは、 そして……本件受益権が本件管理委託契約に従ってY銀行に 方法としては解約の方法が一般的であることが明らかである。 の受領等の方法が存在するが、「本件受益権についての換金 ついては、 るとして、本件相殺を有効とした。すなわち、 たときより前に生じた原因によるものと認めるのが相当であ 件解約金返還債務の負担が、Y銀行がXの支払の停止を知 原審 いったんは本件停止条件付きの債務として発生してY (名古屋高判平成二四年一月三一日金商一三八八号 は、 解約のほかに、買取請求、受益権の譲渡、 第一 Y銀行がその有する本件連帯保証 審判決を取り消し、 本件受益権について他の換金方法 Y銀行の本件解約金返還債務は Y銀行のXに対する本 本件受益権に

をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権を

できない」。X上告。相殺することについて合理的な期待を有しないということは

## 判旨

において支払の停止があったことを知って再生債務者に対し 相殺を禁止しないこととしているものと解される。」 者の期待は合理的なものであって、これを保護することとし 因』に基づく場合には、 止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原 る一方、 て債務を負担した場合にこれを受働債権とする相殺を禁止す ることのないよう、九三条一項三号本文において再生債権者 Ι 平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却され 上記再生手続の趣旨に反するものではないことから 「民事再生法は、 同条二項二号において上記債務の負担が『支払の停 相殺の担保的機能に対する再生債権 再生債権についての債権者間 の公

■ 「前記事実関係によれば、本件債務は、Xの支払の停用 「対する本格」といる。

受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかが とみることができる。 債権者と同様に、債権者代位権に基づき、Xに代位して本件 約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、 Y銀行がXに対して負担することとなる本件受益権に係る解 できない。さらに、 対して本件債務を負担することが確実であったということも 務を負担することは生じ得ないのであるから、Y銀行がXに 振替がされた場合には、 替先口座への振替をすることができたのである。 している間も、 Xは、本件管理委託契約に基づきY銀行が本件受益権を管理 たとしても、それが合理的なものであるとはいい難い。また、 において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があっ Xの支払の停止を知った後にされたものであるから、 同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するもの 本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、 くXの責任財産としての期待を有しているといえる。 に対する本件解約金の支払請求権を取得したものではあるが 本件受益権につき、 前記事実関係によれば、本件においては その上、上記解約実行請求はY銀行が Y銀行がXに対して解約金の支払債 原則として自由に他の振 このような Y 銀行 Υ X は

機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相をうすると、Y銀行が本件債務をもってする相殺の担保的

われる

件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等

一債権者が、

再生債務者の支払の停止があった後に再

生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担

扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべ 知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たるとはい 条二項二号にいう『支払の停止があったことを再生債権者が きである。 殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な したがって、本件債務の負担は、 民事再生法九三

本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

### 評 釈

判旨の結論に賛成、 理由付けに疑問

# 1 本判決の意義

受益権者

名の支払停止を
知って、

又に対する
保証債務履行 れるかが問題となった事案である。 銀行に振り込まれた解約金のXに対する支払債務を受働債 信託の解約実行請求を行い、 請求権を保全するために、本件受益権についての本件投資 本件は、 Xの民事再生手続において当該相殺の効力が認めら 保証債務履行請求権を自働債権として相殺した場 投資信託受益権の管理等を行っていたY銀行が、 それによって信託会社からY

て、

Y銀行による相殺は許されるのではないかという形で

問題となる

本件解約金支払債務を負担したとすれば、本件相殺は、 受益権にかかる信託契約の一部解約に伴う解約金のY銀行 基づく場合には、この相殺禁止は解除される 支払の停止があったことを知った時より前に生じた原因に 号)。しかし、 生債権者による相殺は禁止される(民再法九三条一項三 の当時、 条二項二号)。本件に照らすと、Xの支払停止後に、 の交付という条件が成就したことによって、Y銀行が、 支払の停止があったことを知っていたときは、 債務の負担が、再生債権者が再生債務者の (民再法九三 本件 民 再

という、Y銀行がXの支払の停止を知った時より前に生じ た原因に基づく場合に該当し、 合には、Y銀行による債務の負担は、本件管理委託契約等 従ってY銀行が解約金返還債務を負担した本件のような場 他方、本件管理委託契約を包含する前記のような仕組みに 同法九三条二項二号によっ

事再生法九三条一項三号によって許されないことになる。

Y銀行は本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して るとした上で、 【保的機能に対する再生債権者の合理的な期待の保護にあ 本判決は、 民事再生法九三条二項二号の趣旨を、 後に検討するような複数 の理由を掲げて 相殺 0

担

時より前に生じた原因に基づく場合にあたらないため、 的な期待を有していたといえず、本件債務の負担

た上で、 件相殺は許されないとした。本判決は、民事再生法九三条 前提として、「前に生じた原因」を判断する枠組みを示し 二項二号の趣旨を合理的な相殺期待の保護に求め、それを 同号にいう支払の停止があったことを再生債権者が知った 合理 的相殺期待の有無を判断するための具体的な は 本

理論上および実務上、大きな意 あることを承知した上で本件投資信託受益権を購入したも いる。原告は、本件投資信託がかかる内容を有するもの は、必然的に被告銀行から原告に支払われることになって 下で管理されている限りは、本件投資信託受益権の解約金 件投資信託受益権が本件管理委託契約に従って被告銀行 行から原告に対して支払われる約定となっているため、 は、いったん委託者から被告銀行に交付された後、 約の内容となっている本件取引規定によって、一部解約 被告銀

0

### 2 裁判例

義を有する。

要素を示したものであり、

(1)従来の )裁判例

再生手続開始申立後に銀行取引約定に基づいて解約手続を 本件相殺は民事再生法九三条二項二号に該当して有効であ 債権との相殺が問題となった事案で、次のように述べて、 した上でなされた、銀行による当該解約金返還債務と貸付 号一○六頁(以下、「平成二五年名古屋地判」という。)は、 が問題となった事案としては、 投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否 まず、名古屋地判平成二五年一月二五日判時二一八二 本件のほかに次のものがあ

るとした。すなわち、

原告・被告銀行間の本件管理委託契

成就して、

後に本件解約金が被告に交付されたため、上記停止条件 告に対する本件解約金返還債務は、「原告の再生手続開始

が

原告に対して本件解約金返還債務として負担す

となっているものと認められるのである」。被告銀 通じてしか同解約金の支払を受けることができない 益権を振替受益権として被告が管理しているため、 求をして解約金の支払を得ようとしても、本件投資信託受 合においては、本件投資信託受益権分について解約実行請 従って本件投資信託受益権の管理を被告に委託している場 のといえる。したがって、「原告が、本件管理委託契約に 仕 行 被告を 0

よって支払うよう求めることはできないとの認識もあるも て、本件受益権分の解約金について前記と異なる方法に のであると認められるから、

原告において、委託者に対し

大阪高判平成二二年四月九日金法一九三四号九八頁(以下、(3)

生じた原因該当性が直接争われた事案ではないが、

知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に件管理委託契約が存続し、これに従って本件投資信託受益件管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条件成就により原告の再生手続開始申立て後に原告に対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、被告が原告の再生手続開始申立て後に原告に対して本件解約金返還債務を負担したものであるが、当時なお原告と被告の間には本

払の停止を知った時より前に生じた本件管理委託契約等と 件管理委託契約が存続し、これに従って本件受益権がY銀 いう原因に基づく場合にあたるとしている。 として、 するXの債権を相殺することについて合理的な期待がある 保証債権 の換金方法があるとしても、 行によって管理されている限りは、 約とこれを包含する本件投資信託の仕組みに鑑みると、本 前記のとおり、本件の原判決は、(2) 本件解約金返還債務の負担は、 (再生債権)をもって本件解約金返還債務に対応 Y銀行がその有する本件連帯 本件受益権について他 銀行が債務者の支 本件管理委託契

に対して有する貸金債権を自働債権とし、この解約金の支行に対してその支払いを求めたところ、銀行が、破産会社解約金が支払われたので、破産管財人が販売会社である銀行に投資信託の委託者からこ、破産管財人が投資信託についての解約実行請求を行い「平成二二年大阪高判」という。)は、破産手続開始決定後「平成二二年大阪高判」という。)は、破産手続開始決定後

後も、解約もしくは他の口座管理機関への振替がなされる投資信託の販売を行うことで終了するものではなく、そのなわち、銀行の立場は、単に受益者と委託者を取り次いで案で、破産法六七条二項に基づいて相殺を有効とした。す

払債務に対応する債権を受働債権とする相殺を主張した事

基づく場合に当たる」とした。

当性を首肯させるものというべきであるとする。また、銀金について、相殺の対象となると銀行が期待することの相社と口座管理機関である銀行との関係は、信託契約の解約いるということができる。このような受益者である破産会まで、本件契約に基づく受益権をその管理支配下において

容する理由として掲げられている。

対象と期待することが自然であるということも、

相殺を許

在することは、

行取引約定書に処分弁済充当条項および差引計算条項が存

銀行が投資信託の解約金についても相殺

105

(2)若干の検討

等が、 告銀行が相殺に対する合理的期待を有していたか否かを必 返還債務を負担したことを理由として、本件管理委託契約 れていたこと、被告銀行はこの仕組みに従って本件解約金 れに従って本件投資信託受益権が被告銀行によって管理さ 負担した時も、未だ本件管理委託契約が存続し、 平成二五年名古屋地判は、 前に生じた原因にあたるとしている。ここでは、 被告銀行が解約金返還債務を しかもこ 被

判断するという枠組みを採用している。 た原因該当性を、Y銀行の合理的相殺期待の有無によって う前に生じた原因に基づく場合にあたるとして、前に生じ められるので、 他方、 本件原判決は、 本件債務の負担は本件管理委託契約等とい Y銀行に合理的相殺期待が認 ずしも正面から問題としていたわけではなかったともいえ

点は、

受益権を管理支配下においていたこと、 就の停止条件付債務を受働債権として、 無を判断する要素として、被告銀行が、 対する期待が必要であるとし、 が成就した場合に行う相殺が許容されるためには、 [座管理機関への振替がなされるまで、 平成二二年大阪高判では、 破産手続開始時には条件未成 その相殺に対する期待の有 手続開始後の条件 さらに、 本件契約に基づく 解約あるいは他 銀行取引 相殺に

> 際は、 がら、 ことが必要であること、 条件が成就した場合の相殺とは局面を異にする。 となっているのであって、 する手続開始後に条件が成就した場合の相殺の可 等を挙げていた。ここでは、 約定書に処分弁済充当条項と差引計算条項が存在すること 当該投資信託の仕組みによって判断することという 相殺を認めるには、 合理的相殺期待の有無を判断する 本件のように手続開始前に停止 債権者に合理的相殺期待がある 停止条件付債務を受働債権と しかし 否 が問

相殺期待を認めるか否かの結論が異なってくる可能性は否 る場合には、その仕組みをどのように評価するかによって、 み」によって、 これらの裁判例のように、受働債権が発生する 両局面において同様といえよう。 債権者の相殺に対する期待の有無を判断す 仕

# 3 「前に生じた原因」 の意義

(1)

相殺禁止の例外の

趣旨

定できない。

合には、 とを再生債権者が知った時より前に生じた原因に基づく場 再生債務者に対する債務の負担が、 本判決は、 相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合 民事再生法九三条二項二号の規定の意義を、 支払の停止があったこ

手続の趣旨に反するものではないことから相殺を禁止しな いこととしているものと解されるとして、同号は、合理的

理的なものであって、これを保護することにしても、

再生

0) 0)

のであるとする。これは、 相殺期待があることを理由に、 旧破産法一〇四条二号但書 相殺禁止の例外を定めたも (現

同種の債権を有する場合には、 破産法七一条二項)について、「債務者が債権者に対して 対立する両債権は相殺がで

れを信頼して取引関係を持続するのであるが、その一方が きることにより互いに担保的機能をもち、 当事者双方はこ

破産宣告を受けた場合にも無制限に相殺を認めるときは 債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨

申立のあることを知って破産者に対して債務を負担した場 号]は、本文において破産債権者が支払の停止又は破産の が没却されることになるので、 同号[旧破産法一〇四条二

場合に相殺を禁止しないこととしているものと解される\_ 機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある

合に相殺を禁止するとともに、

但書において相殺の担保的

といえよう。 とした最三小判昭和六三年一〇月一八日民集四二巻八号五 の担保的機能を保護することに同規定の意義を求めていた (以下、 一 しかしながら、 「昭和六三年最判」という。) と同旨のもの 昭和六三年最判は、 単に相殺

資先、

前に生じた原因に該当するものとしては、

③金融機関

が合理的なものであることを要求するかという点におい 期待が「合理的」であることを指摘しており、 に対して、本判決は、 相殺の担保的機能に対する債権者 相殺期

従来の見解

は差異がみられる。

もっとも、 相殺期待が合理的であることを求める見解が示されてい すでに学説では、 何が前に生じた原因にあたるかについては、 前に生じた原因に該当するためには、

ない。この「原因」の意義については、 は試みられているが、明確な基準が示されてきたわけでは ばならないとするなど、 原因一般についての抽象的な定義 個々の事例にお

体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものでなけ

あっ(8) た。 る相殺期待の程度を検討することが必要となるとの指摘

①当座勘定取引契約や②普通預金契約が挙げられる。他方、(空) 次のものがある。前に生じた原因に該当しないものとして、 従来、前に生じた原因該当性が問題となった場合として

以外の方法では行わないことが合意されているいわゆる強 の支払いを必ず金融機関の融資先口座に振り込み、 融資先の債務者との間で、 融資先の債務者は融資先

について代理受領権を与え、これを撤回しない旨を合意し、い振込指定、④債務者が特定の債権者に第三者からの弁済

和六三年最判)

がある。

なお、本件のような投資信託受益権の管理等を目的とする委託契約については、本判決後、信託契約や銀行取引約る委託契約については、本判決後、信託契約や銀行取引約を返還債務を受働債権とする相殺によって常に自己の債権を返還債務を受働債権とする相殺によって常に自己の債権の優先的回収を期待できるという意味での合理的相殺期待の優先的回収を期待できるという意味での合理的相殺期待を生じさせる程度の直接の原因といえるか疑問があるとする見解が示されている。

# (1) 相殺の合理的期待と「前に生じた原因4 本判決の判断構造

問 れることになる。 になろう。 られ、それがなければ前に生じた原因は認められないこと 債権者に合理的な相殺期待があれば前に生じた原因が認め たらないとした。このような本判決の判断構造によれ 事再生法九三条二項二号にいう「前に生じた原因」には当 していたとはいえず、 をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有 問題は、 本判決は、 合理的 ある事由が前に生じた原因に該当するか否かの いくつか 相殺期待があるか否か したがって、 の理由を掲げて、 本件債務の負担 の問題に置き換えら Y銀行が ~本件債 は、

信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺の可否が問 判示していたところであり、 件付債務と解することは、 した債務であることを指摘する。 が解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担 づいてその管理をY銀行に委託したことによって、 がソ銀行から本件受益権を購入し、 八年一二月一四日民集六〇巻一〇号三九一四頁がすでに 本判決は、まず、 本件債務は、 本判決も引用する最一小判平成 原判決をはじめとする、 Xの支払停止の前に、 解約金返還債務を停止 本件管理委託契約に Y 銀 投資 行 Х

本判決の掲げる理

停止前に債務を負担していたことから、 れるとの批判がある。また、 というに等しく、 に生じた原因が認められると解するわけではないようであ ていると思わ か否かは合理的な相殺期待の有無を判断する決定的基準と 論としては、 殺期待が裏付けられると考えているわけでもないようであ 務にとって、その発生原因である契約が発生原因ではない ではないということになるのであろうか、それは、 最終的に発生した当該債務にとって、その契約は「原因 づき危機時期前に成立しているとすれば、 債務としてすでに負担していたという事由から、 本判決は、Y銀行が本件債務を支払の停止前に停止条件付 つまり、 かかる判旨の論理に対しては、条件付債務が契約に基 れ。 る。 [5] 本判決は、民事再生法九三条二項二号の解釈 別の考慮要素が加味されることになると考え 危機時期前に停止条件付債務が成立している 一種の論理矛盾に近いもののように思わ 本判決は、 直ちに合理的な相 Y銀行がXの支払 条件が成就して 直ちに前 ある債

となった各事案においても前提とされてきた。

もっとも

要素として挙げているのは次の点である。 決が、 相 殺の 合理的期 一待の有無を判断する際の考慮 (a)本件債務は停

> は、 然としない。以下、 受働債権とする相殺をするためには、 Ŕ なく、また、いかなる点が決定的な事由となったのかも判 のような関係に立つのかについて、 解約実行請求を行うしかなかった。 債権者代位権に基づいてXに代位して本件受益権について はできない。さらに、 対して本件債務を負担することが確実であったということ 請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとして 止を知った後にされたものであるから、 ある。その上、前記解約実行請求はY銀行がXの支払の 権は、本件受益権と実質的には同等の価値を有するもの の期待を有しているといえる。 対してはすべての再生債権者が等しくXの責任財産として までは、Xが有していたのは本件受益権であって、これに 止条件付債務であるが、 の振替をすることができたのであるから、 本件受益権について原則として自由に他の振替先口 それが合理的なものであるとはい 各事由についてみていくこととする (c) Y銀行が本件解約金支払請求権を 少なくとも解約実行請求がされる Xが有する解約金支払請求 これらの判断要素がど 判旨からは明らかでは 他の債権者と同様に、 い難い。 Y銀行にお Y銀行がXに また、 (b) て同

本判決は、 (a) につい まず、 本件債務が停止条件付債務であること

(1)

7

はすべての再生債権者が責任財産としての期待を有してお 殺期待の有無を判断するにあたって、本件受益権に対して

Xの支払停止から再生手続開始までの間に、当該受益

を確認する。

そして、停止条件付債務を受働債権とする相

とする相殺には合理的な期待は認められないと解するよう 形していない限り、 なくとも危機時期以前にその財が受働債権となる債権に変 して期待を有していた財の価値変形物である場合には、 となる債権が、すべての再生債権者が債務者の責任財産と を有するものであることを指摘する。 権がY銀行に対する解約金支払請求権に変形したときで 同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値 その価値変形物である債権を受働債権 すなわち、受働債権 少

ていた。同見解は、倒産手続開始時に停止条件未成就の債(エワ) 権とする相殺の可否について、 とするものであるが、 た場合になされる倒産債権者による相殺の可否を検討対象 務を受働債権とする、 いて、本判決が出される直前に、 このような価値変形物を受働債権とする相殺の可否につ かかる場合は、 投資信託の解約金支払債務を受働債 倒産手続開始後に停止条件が成就 倒産財団からみて、 次のように論じていた。 次のような見解が示され 倒産手続開始 す

> 0) 時

を前に生じた原因とするには、

直接性・具体性が乏しく

時に、 財産は「第三者に対する債権」であり、 合には、総倒産債権者からみれば、倒産手続開始時点では、 債務者として第三者が存在する事案である。このような場 債権者が支払う」という代理受領的なものに過ぎず、 が存在するものの、それは「第三者から入金されれば倒 停止条件付きの倒産者から倒産債権者に対する債 債権の債務者が特

の

定の倒産債権者と同一人であって、当該財産に対する利

法理による保護はないと考えるが、 領型の債務は、 担)がなされた場合については、 本件のように再生手続開始前の危機時期に振込み らないため、 自分に入金されることを停止条件とする代理受領型の債 三者に対する債権」が存在する場合で、その価値変形物 定が必要である)。倒産手続開始時点で、 状態ではない(優先的な弁済を受けるためには担保権の 関係が総倒産債権者より一倒産債権者のほうが強いという 法理による相殺容認はありうる。 期中の振込み 相殺に関する倒産実体法上の停止条件付債務にはあ 相殺は認められない、と。そして、同見解は 停止条件付債務と解すべきではなく、その (債務負担) なので、 次のようにいう。代理受 再生手続開始前の危機 しかし、 「前に生じた原 財産として「 管理委託契約 (債務負 因

は、

止を知った時より前の原因に基づく債務負担ということは に銀行が代位権を行使した本件のような場合には、支払停 約権の行使と考えるのが相当である。受益者の支払停止後 相殺は認められないとする。

この振込み

(債務負担)

の原因は、

債権者代位権による解

の相殺の可否が問題となる場面ではない。本判決は、右見 就した場合の停止条件付債務を受働債権とする手続開始後 条件が成就した場合であって、手続開始後に停止条件が成 に振り込まれた時点、すなわちXの再生手続開始前に停止 本件は、Y銀行が解約実行請求を行い、 解約金がY銀行

いて、 ぼしめるものとみることもできよう。このように、(a)にお 解がいうところの停止条件付債務の法理を、Xの支払停止 再生手続開始前までに停止条件が成就した場合にも及 本件債務が停止条件付債務であることを確認した上

受働債権がどのような性質のものであったかを問題とする られないとの趣旨であろうか。もしそうであるとすれば 始時には無条件 本判決は、 手続開始時に条件が成就していたとしても、そもそも認め のような停止条件付債務を受働債権とする相殺は、 銀行には合理的相殺期待がないと論じるのは、本件 倒産手続開始前に停止条件が成就して、手続開 0 債 権・ 債 務の対立がみられる場合にも たとえ

11

る。これまで裁判例・学説において前に生じた原因該当

考慮を、「前に生じた原因」 ことによって相殺の可否を判断する、 いるとも考えられる)、そもそも当該債務を受働債権とす じた原因」とは別の次元で(もっとも、 該当性を判断する際に行って すなわち、 本判決は、 一前に 同様

生

る相殺の合理的期待が認められるか否かを判断するとの

れてきた手形の取立委任の場合にも影響を及ぼしかねず、(※) 場をとったとみることもできる。もしそうであるとすれば、 かかる場合と取扱いを別にする理由付けを検討する必要が た場合には、これまで「前に生じた原因」該当性を認めら 本判決は、倒産手続上の相殺の可否について、かなり厳し 立場を示したと評価することになろう。 a)のように述べ

13

2 (b)・(c)について

(b)

(c)は、本件債務を負担するに至った経緯を問題とす

出てくる。 (23)。

- 生じさせるだけの直接的・具体的な原因が必要と解され 権者に合理的な相殺期待があると認めるためには、それ ると考えられる。前に生じた原因にあたる、すなわち相 るものであり、「前に生じた原因」該当性を問題にしてい
- おいては、その仕組みの中で、 性が認められてきた、 11 わゆる強い振込指定や代理受領に 債務者および第三者に、 他

なかったときには破産債権者が占有する破産者の手形等を 債権者が、……破産者との間で、破産者が債務の履行をし 拘束が課されてきた。例えば、 第三者からの弁済について代理受領権を与えるなどの強 の方法による振込みは行わない、 昭和六三年最判は、 あるいは特定の債権者に 「破産

る拘束の強さが考慮されてきたといえよう。 断するにあたっては、 して相殺を許容していた。 形を取り立てた場合には、 産者から手形の取立を委任されて裏書交付を受け」て、手 債務者・第三債務者に課せられてい 相殺の担保的機能への期待を判 前に生じた原因に基づくものと

前に生じた原因該当性を否定した。

の

 $\Box$ 

座

件受益権について解約実行請求を行うほかなかったとして、

ことができる旨の条項を含む取引約定を締結したうえ、

破

取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当する

者は銀行を通じてしか解約金を受けることができない、 すなわち、本件と同様の投資信託の仕組みの下では、受益 るにあたって、 託 の解約金支払債務を受働債権とする相殺の 前述のように、下級審裁判例では、 は、 受益権について他の換金方法があったとしても 当該投資信託の仕組みが考慮されてきた。 本件のような投資信 可否を判断す あ

解約金返還債務の負担は、

被告銀行が、受益者である原告

行が本件債務を負担して相殺をするためには、

また、

本件にお

いて銀

債権者代位

との評価に基づいて、

相手方もそのことを認識している、

実際には銀行が当該受益権を支配下に置いている、さらに

5, う。 債権者と同様に、 うことはできない、 由に他の振替先口座へ振替をすることができたのであるか よって相殺の可否が分かれる余地が残されていたといえよ あった。ここでは、 委託契約等という前に生じた原因にあたると解するもの 再生手続開始申立てを知った時より前に生じた本件管 本判決は、 Y銀行が本件債務を負担することが確実であったとい (b)Xが本件受益権について、原則として自 債権者代位権に基づいてXに代位して本 (c) Y銀行が相殺をするためには、 「仕組み」をどのように評価するかに 他の

ことができたのであるから、 実であったとみることはできない。 い拘束が課されているとはいえず、 とが確実であったということはできず、また、 指摘するように、本件受益権については自由に振替をする 年大阪高判参照)。 を管理支配下に置いているとみることもできる 理機関への振替がなされるまで、 たしかに、銀行は、 しかしながら、 投資信託の解約もしくは他 銀行が本件債務を負担するこ 本件契約に基づく受益権 他方で、本判決がb 債権・債務の 債務者に強 (平成二二 対立が

0)

認められないとした本判決の結論は妥当といえる。

0

が自然であると考えられる。

あるい

は

は

前に生じ

た原因該当性を判断する要素に、

受働債権となる債務の性

0)

よって負担されたとしても、

相殺は認められない

理的期待を否定する方向に傾くといえよう。 期待を認める際の判断要素としていた。これらの裁判例に 相殺の対象と期待することが自然であることを合理的相殺 年最判は、 待は合理性を欠くとみることができよう。 合に前に生じた原因が認められるとする本判決の判断枠組 けの直接的なものとはいえず、 本件でY銀行に独自の解約権がないことは相殺に対する合 前に生じた原因を肯定する考慮要素となっていることから、 いて取立てまたは処分をする権限が与えられていることが、 項が存在することは、 による相殺を許容する判断要素とし、 の存在、 介在してはじめて相殺が可能となる場合には、その相殺期 かなかったのであって、このようなイレギュラーな方法が 権を行使して本件受益権についての解約実行請求を行うほ 下 銀行取引約定書に処分弁済充当条項および差引計算条 本件債務の負担は、 破産者からの手形の取立委任の存在を、信用金庫 取引約定を通じて、 手形の取立ておよび充当特約を定める取 前に生じた原因がなく、 銀行が投資信託の解約金につい 合理的な相殺期待を生じさせるだ 合理的な相殺期待がある場 債権者に債務者の財産につ Y銀行による相殺は 平成二二年大阪高判 また、 以上のことか 昭 引約定 和六三

ても 改めてY銀行には相殺に対する合理的な期待がないとして、 ものであるとはい 本件債務の負担は民事再生法九三条二項二号にいう前に生 いる。しかし、本判決は、 て、すでにY銀行の相殺に対する合理的期待は否定されて する相殺に対する期待があったとしても、 (a) るのかを読み解くのは困難なように思われる。 な関係に立つの `の最後で、「·····Y銀行において同請求権を受働債権と 判旨は(a) (3) 各事由 (b) 0) か、 (c) 位置付けについて い難い」と述べており、 あるいは国をどのように位置付けて の事由を掲げるが、 さらに、 (b) ・

に

を

掲

げ

た
上

で

、 これらがどのよう それが合理的 (a) の判 本判決は、 示によっ

受働債権とする相殺の可否を、 そもそも、受働債権の特性によって相殺が認められない な相殺期待を否定するものであると解する場合、 いう観点から検討することが妥当であるかが問題となろう。 結論に至ったとすれば、 当該債務が前に生じた原 重ねて、 前に生じた原因と 同債務を 因

働債権となる債権

(停止条件付債務)

の特質から、

合理 は、

的

じた原因にあたらないと述べる。

前述のように、

(a)

質も考慮するという趣旨であろうか 従来の裁判例のように、前に生じた原因該当性は、

がら、 仕組みがどのようなものであるかによって決せられるとす みを変更したところで、 相殺が認められる余地も残されていたといえる。しかしな るだけの直接的・具体的なものへと変更することによって、 る場合には、その仕組みを、相殺に対する期待を生じさせ 本判決のようにaを理由とする場合には、その仕組 相殺が禁止されるとの結論は変わ その

> の結論になると思われる。 続開始後に条件が成就した際にも、 殺には合理的期 論理によれば、 **(待が認められない旨を明らかにした本判** 債務者に破産手続が開始した場合で、 そのように解すると、最高裁 相殺は認められない 決

0)

積み重ねが注目されるところである。 案毎の検討が必要と考えられることから、 殺に対する合理的な期待が認められるのかについては、 傾向に向かっているようにも思われる。 通じて、相殺に対する合理的期待の有無を判断するとい 倒産手続における相殺の可否については、 いかなる場合に相 手続開始前後を 今後の裁判例 事 う

### 5 おわりに

らないことになろう。

産や会社更生の場合にも及ぶことになろう。(26) 事再生の場合に限られるものではないから、 法それぞれにあり 二項二号、会更法四九条二項二号)、本判決の論理は、 の解除に関する規定は、 前に生じた原因を理由とする、倒産債権者による相殺禁 (破産法七一条二項二号、民再法九三条 破産法、 民事再生法、 その射程は破 会社更生 民

1

本件のような投資信託解約金支払債務を受働債権とする相 殺に対する合理的期待を保護する趣旨と解されるところ 条件付債務を受働債権とする相殺の許容とは、 前に生じた原因の法理と、破産法六七条二項後段の停止 いずれも相

最

金商一四五七号八頁、

宗宮英俊ほ

和彦 七六号六四頁、 Watch) 頁 七七五号三〇頁、 法上の相殺禁止と投資信託解約金支払債務との相殺 頁 信託受益権の解約金支払債務との相殺の可否」銀法21第七 高裁第一小法廷平成二六年六月五日判決の検討」 小判平二六・六・五を契機として」金法二〇〇七号六 内海博俊 奈良輝久「判批」 本判決に関する評釈・解説として、 「相殺の合理的期待と倒産手続における相殺制限 一九五頁、 判批 片岡雅 石毛和夫「判批」 高橋恒夫「民事再生手続の開始と投資 速報判例解説一六号 判批」 金法二〇〇二号一 銀法21第七七五号六一 中西正 銀法21 判例解説 民事再: 山本

また、井上聡「判批」金商一四四四号一頁も参照。
二○一四 [Ⅱ] (法教四一四号別冊付録) 三五頁がある。
治金相殺事件――銀行は販売した金融商品を囲い込めるの約金相殺事件――銀行は販売した金融商品を囲い込めるの

- みた投資信託からの回収」金法一九四四号一三頁、 ジュリー 彦=辻岡将基「判比」金法一九四四号六頁、堂園昇平「判 四三号五四頁がある。 一一号(新・判例解説 Watch)一七一頁、 批」事業再生と債権管理一三六号七四頁、 銀法21第七四三号二二頁、谷本誠司「判批」銀法21第 金法一九五三号二六頁、野村剛司「判批」速報判例解 原判決に関する評釈・解説として、本多正樹 四六〇号一〇三頁、 安東克正「八つの裁判例から 中西正 木村真也 髙山崇 判 判 批
- (3) 本件については上告受理申立てがなされたが、不受理人をがなされている(最二小判平成二三年九月二日金法一次定がなされたが、不受理
- は 例 同 相殺が認められるかについては、破産法六七条二項後段と 担しており、 上一条一項一号の関係を巡って議論がある。この点、判 破産債権者が、破産手続開始時に停止条件付債務を負 破産法六七条二項後段の法意は、 一小判平成一 破産手続開始後にその条件が成就した場合に 七年一 月一 七日民集五九卷 相殺の担保的機能に 号 頁

をすることができると判示した。 段の事情がない限り、破産法六七条二項後段によって相殺段和事情がない限り、破産法六七条二項後段によって相殺負担する債務に付された停止条件が成就したときにも、特棄したときだけでなく、破産手続開始後に、破産債権者の対する期待の保護であるから、停止条件不成就の利益を放対する期待の保護であるから、停止条件不成就の利益を放

- 三六頁[中本敏嗣発言]。 (5) 破産法六七条二項後段と同七一条二項の「前に生じたの」はともに、相殺の担保的機能に対する期待を保護するという共通の趣旨に基づく規定であると述べるものとしるという共通の趣旨に基づく規定であると述べるものとしたの。 「特集倒産法制における相殺概念の論点」パネルディの、「特集倒産法制における相殺概念の論点」パネルディスカッション「倒産と相殺」事業再生と債権管理一三六号に対する期待を保護する。
- (6) 才口千晴=伊藤眞監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法 [第三版]』(弘文堂、二○一三林秀之編『条解民事再生法 [第三版]』(弘文堂、二○一三本秀之編『条解民事再生法 [第三版]』(弘文堂、二○一三本秀之編『条解民事再生法 [第三版]』(弘文堂、二○一三本秀之編『条解民事再生法上 [第三版]』(弘文堂、三)四九七頁 [山本克己]。
- (7) 伊藤眞『破産法・民事再生法[第三版]』(有斐閣、年)四九七頁[山本克己]。
- 補訂版]』(弘文堂、二〇一五年)二六〇頁[沖野眞已]。〇一四年)四八二頁、山本和彦ほか『倒産法概説〔第二版
- 園尾=小林編・前掲注(6)四九七頁 [山本]。
- 最三小判昭和六○年二月二六日金法一○九四号三八頁。最三小判昭和五二年一二月六日民集三一卷七号九六一

10

9 8

頁

11 前揭注(6)五三五頁[中西]、 才口=伊藤監修・全国倒産処理弁護士ネットワー 伊藤・前掲注(7)四

様

13 12 才口 編·前揭注 il (6)五三五頁 伊藤監修・全国倒産処理弁護士ネットワー [中西]、伊藤·前掲注(7)四八三頁

指摘があった。

そもそも債権者代位自体が本来責任財産を保全するための 位により受益者の解約権を行使して解約を実行しているが、 釈である木村・前掲注(2)七八頁以下も、本件で販売銀行 利益が民事再生法上保護されるべきとはいい難いこと、一 比較して危機時期に債権者代位権の行使および相殺をする 法一三〇条)として制約を受けうるところであり、これと に基づき解約をして回収することは執行行為の否認 付債権としての一部解約金返還請求権を差し押さえてこれ 護する必要があるとはいえないこと、危機時期に停止条件 相殺の期待を民事再生法上合理的なものとして積極的に保 制度であって、そのような方法を経なければ実行できない に独自の解約権がないこと、本件では販売銀行が債権者代 伊藤・前掲注(7)四八二頁(注)一三六。本件原審の評

14 ような場合には、前に生じた原因は認められないとする。 有しているといえるから、 般債権者は受益権に対する執行によって回収をする期待を て相殺を許容することはできないことを挙げて、 山本・前掲注(1)一〇—一一頁。 安易に「前に生じた原因」を認 研究会においても同 本件

> 民事再生法九三条二項二号にいうところの「原因」ではな たらないと解することには問題があるのではないかという の議論があり、 つまり、 合理的相殺期待がないものは前の原因にはあ 当該債務が発生する原因となった契約は

づく債務負担とはいえず、相殺不可と解するのが相当であ に代位権を行使しているので、 年)一六二頁は、 法の実務と理論 債権とする相殺 のような事案では、銀行は受益者の支払の停止を知った後 行使と考えるべきであるとする。このことを前提に、 原因とするには、直接性・具体性が乏しく、この振込み 田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集 (債務負担)の「原因」は、 岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働 [下巻]』(金融財政事情研究会、二〇一三 本件のような管理委託契約を前に生じた 一倒産実体法改正に向けての事例研究 債権者代位権による解約権の 知った時より前の原因に基

15 (1) 一 頁 内海・前掲注(1)一九六—一九七頁、 奈良・ 前揭注

るとする。

16 むと、<br />
②を述べた後で、「……相殺に対する期待があった べていることを指摘して、 としても、 山本・前掲注(1)一一頁は、 それが合理的なものであるとはいい難い」と述 判旨向が決定的な要素ではな 判決理由を文字通りによ 停止条件付債務が成立し、

危機時期に停止条件が成就した

前掲注(1)三五頁があり、 かと指摘する。 「格段に重い」と評価するものとして、奈良・前掲注(1) 同じく、 aを重視する見解として、 aの比重が、b・cと比べて 杉本・

一一頁がある。判旨のaとb・cの関係の理解について、二 の試論を展開するものとして、内海・前掲注(1)一九七頁。

18 するものとして、中西・前掲注(1)三四頁 岡・前掲注(4)一五九─一六○頁。 かかる見解を支持

17

岡・前掲注(4)一三八頁

停止条件成就後になされる倒産手続開始後の相殺が許され 更生法にも、 ることを明らかにすべきであると主張する。 倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする なお、岡・前掲注(4)一三九頁は、民事再生法・会社 破産法六七条二項後段と同じ規定を設けて、

法論的課題」事業再生と債権管理一三六号一三頁。 とになる。水元宏典「倒産法における相殺規定の構造と立 項後段または七○条の「停止条件の規律」が適用されるこ 続開始後に停止条件が成就したときには、破産法六七条一 止条件が成就しても、 の債権または債務が成立していた場合には、 一項二号にいう「前に生じた原因の規律」が適用され、 破産法の解釈としては、危機時期認識前に停止条件付 民事再生の場合であっても、 破産法七一条二項二号または七二条 危機時期認識前に 危機時期に停 同様に 丰

> されることになる。 本件のような場合には、「前に生じた原因」 の規律が適用

21) 右見解は、あくまで倒産手続開始時を基準とするもの 改めて必要となろう。この点について論じるものとして、 件が成就した場合は、 中西・前掲注(1)三四―三五頁。 本件のような場合にまで押し広げることが適切かの検討が るはずである(注20も参照)。したがって、右見解の理を、 であって、本件のような支払停止後、 停止条件付債務の法理の対象外とな 再生手続開始前に条

22 あろうとの議論があった。 手形の取立委任の処理を変更することは意図していないで 研究会では、本判決は、「前に生じた原因」を認めた

(23) 代理受領型の相殺期待と本件の相殺期待の差異を検討 ものとして、山本・前掲注(1)一二―一三頁参照 定・代理受領、 するものとして、 取立委任手形との相違点を詳細に検討する 中西・前掲注(1)三四―三五頁、 振込指

24 二頁。 藤田友敬「昭和六三年判批」法協一〇七巻七号一一七

25 山本・前掲注(1)一三頁

中西・前掲注(1)三六頁、 山本・前掲注(1)一四頁

26

北島 典子